

# 履歴事項全部証明書

東京都新宿区河田町 8-1  
特定非営利活動法人新生児臨床研究ネットワーク

会社法人等番号	0111-05-006205
名称	特定非営利活動法人新生児臨床研究ネットワーク
主たる事務所	東京都新宿区河田町 8-1
法人成立の年月日	平成 25 年 12 月 26 日
目的等	<p>目的及び業務</p> <p>この法人は、新生児医療の学術研究、知識の交換及び教育指導等に関する事業を行い、もってわが国の母子の健康と福祉の向上に貢献することを目的とする。</p> <p>この法人は、上記の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動</li> <li>(2) 子どもの健全育成を図る活動</li> <li>(3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</li> </ul> <p>この法人は、上記の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 新生児医療に関する臨床研究を行う者に対する研究助成</li> <li>(2) 新生児医療に関する臨床研究を行う者の研究支援活動</li> <li>(3) 新生児医療に関する臨床研究結果の記録と保存</li> <li>(4) 新生児医療に関する臨床研究結果の普及啓発</li> <li>(5) 日本未熟児新生児学会との連携</li> <li>(6) その他目的を達成するために必要な事業</li> </ul>
役員に関する事項	<p>東京都台東区東上野 [REDACTED] [REDACTED]</p> <p>理事 楠 田 聰</p>
従たる事務所	<p>1 大阪府和泉市室堂町 840</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>平成 28 年 3 月 14 日廃止</p> <hr/> <p>平成 28 年 6 月 21 日登記</p> </div>
資産の総額	<p>金 0 円</p> <p>金 1 円</p> <p>平成 26 年 3 月 31 日変更 平成 27 年 5 月 18 日登記</p> <p>金 894 万 1813 円</p> <p>平成 27 年 3 月 31 日変更 平成 27 年 5 月 18 日登記</p>

東京都新宿区河田町8-1  
特定非営利活動法人新生児臨床研究ネットワーク

	金1916万804円 平成28年 3月31日変更	平成28年 5月20日登記
登記記録に関する事項	設立	平成25年12月26日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成28年 7月 1日  
東京法務局新宿出張所  
登記官

小寺進



# 履歴事項全部証明書

東京都新宿区河田町 8-1  
 特定非営利活動法人新生児臨床研究ネットワーク  
 会社法人等番号 0111-05-006205

名 称	特定非営利活動法人新生児臨床研究ネットワーク
主たる事務所	東京都新宿区河田町 8-1
法人成立の年月日	平成25年12月26日
目的等	<p>目的及び業務</p> <p>この法人は、新生児医療の学術研究、知識の交換及び教育指導等に関する事業を行い、もってわが国の母子の健康と福祉の向上に貢献することを目的とする。</p> <p>この法人は、上記の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動</li> <li>(2) 子どもの健全育成を図る活動</li> <li>(3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</li> </ul> <p>この法人は、上記の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 新生児医療に関する臨床研究を行う者に対する研究助成</li> <li>(2) 新生児医療に関する臨床研究を行う者の研究支援活動</li> <li>(3) 新生児医療に関する臨床研究結果の記録と保存</li> <li>(4) 新生児医療に関する臨床研究結果の普及啓発</li> <li>(5) 日本未熟児新生児学会との連携</li> <li>(6) その他目的を達成するために必要な事業</li> </ul>
役員に関する事項	<p>東京都台東区東上野 [REDACTED]      [REDACTED]</p> <p>理事 楠 田 聰</p>
従たる事務所	1 大阪府和泉市室堂町 840
資産の総額	金0円
登記記録に関する事項	<p>設立</p> <p>平成25年12月26日登記</p>

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成26年 1月17日  
 東京法務局新宿出張所  
 登記官

細 谷 賢





25生都管特第2092号  
平成25年12月3日

## 認証書

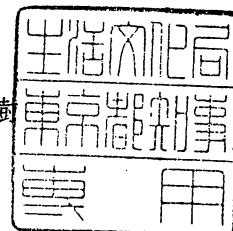
住 所 東京都台東区東上野 [REDACTED]  
[REDACTED]

氏 名 楠田 聰

平成25年8月27日付けで申請のあった下記の特定非営利活動法人の設立については、  
特定非営利活動促進法第12条第1項の規定に基づき、認証します。

東京都知事 猪瀬 直樹

記



- 1 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人新生児臨床研究ネットワーク

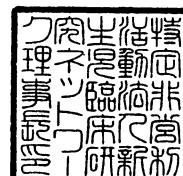
- 2 代表者の氏名

楠田 聰

原本に相違ありません

- 3 主たる事務所の所在地

東京都新宿区河田町8番1号



特定非営利活動法人  
新生児臨床研究ネットワーク  
定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人新生児臨床研究ネットワークと称し、その英文名を Neonatal Research Network of Japan (NRNJ)とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区河田町 8-1 に置く。

2 この法人は、その他の事務所を大阪府和泉市室堂町 840 に置く。

(目的)

第3条 この法人は、新生児医療の学術研究、知識の交換及び教育指導等に関する事業を行い、もってわが国の母子の健康と福祉の向上に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 新生児医療に関する臨床研究を行う者に対する研究助成
- (2) 新生児医療に関する臨床研究を行う者の研究支援活動
- (3) 新生児医療に関する臨床研究結果の記録と保存
- (4) 新生児医療に関する臨床研究結果の普及啓発
- (5) 日本未熟児新生児学会との連携
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とすし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下

「法」という。) 上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。

(2) 賛助会員は、この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体とする。

#### (入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、所定の申込書に必要な事項を記載して申し込む。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項の者の入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 5 賛助会員の入会については、細則で定める。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき
- (3) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

## 第3章 役員

#### (種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6人以上8人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長、副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告する。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産状況について、理事に意見を述べること。

(6) 必要がある場合には、理事会を招集すること。

(役員の任期)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合には、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えるなければならない。

(報酬等)

第18条 役員には、報酬を支払わない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 会議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会および理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算

- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があつたとき。
- (3) 監事が第14条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条の第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条および次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がいる場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の議決があったものとみなされた日
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 新生児医療に関する臨床研究の助成対象と助成額の決定
- (2) 事業実施に必要な細則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 総会に付議すべき事項
- (4) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合には開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面による招集の請求があったとき。
- (3) 監事から第14条第4項第5号の規定に基づき招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第35条 各理事の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前2条および次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決又は電磁的方法による者にあっては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

## 第5章 資産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
  - (2) 入会金及び会費
  - (3) 寄付金
  - (4) 財産から生じる収入

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て理事長が別に定める。

## 第6章 会計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更生)

第46条 予算成立後のやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法25条第3項に規定する次に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
  - (2) 名称
  - (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
  - (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
  - (5) 社員の資格の得喪に関する事項
  - (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
  - (7) 会議に関する事項
  - (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
  - (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
  - (10) 定款の変更に関する事項
- 2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、国又は地方公共団体に譲渡するものとする。

（合併）

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 公告の方法

（公告の方法）

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第9章 事務局

### (事務局の設置)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には職員を置くことができる。

### (職員の任免)

第55条 職員の任免は、理事長が行う。

### (組織及び運営)

第56条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第10章 雜 則

### (細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 楠田 聰

副理事長 藤村正哲

理事 多田 裕

理事 中村 肇

理事 仁志田博司

理事 戸苅 創

理事 田村正徳

理事 板橋家頭夫

監事 堀 武男

監事 船戸正久

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人

の成立の日から平成26年6月30日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成26年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、次に掲げる額とする。

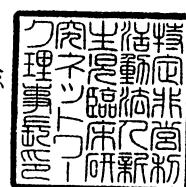
(1) 入会金	一般会員（個人）	0円
	賛助会員（個人・団体）	0円
(2) 年会費	一般会員（個人）	0円
	賛助会員（団体）	一口10万円（一口以上）
	賛助会員（個人）	一口1万円（一口以上）

これは当法人の定款である。

東京都新宿区河田町8丁目1番

特定非営利活動法人新生児臨床研究ネットワーク

理 事 長 楠 田 聰



## 設立当初の財産目録

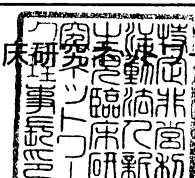
平成25年12月16日現在

特定非営利活動法人 新生児臨床研究ネットワーク

(単位：円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金	0	0
手元現金	0	0
銀行普通預金	0	0
未収金	0	0
事業未収金	0	0
流動資産合計	0	0
2 固定資産		
(1)有形固定資産		
車両運搬具	0	0
什器備品	0	0
有形固定資産計	0	0
(2)無形固定資産		
無形固定資産計	0	0
(3)投資その他の資産		
敷金	0	0
投資その他の資産計	0	0
固定資産合計	0	0
資産合計		0
II 負債の部		
1 流動負債		
未払金	0	0
事務用品購入代	0	0
流動負債合計	0	0
2 固定負債		
長期借入金	0	0
銀行借入金	0	0
固定負債合計	0	0
負債合計		0
正味財産		0

上記は財産目録である。

特定非営利活動法人新生児臨床研究ネットワーク  
理事長 楠田聰

# 平成25年度事業計画書

法人成立の日からから26年3月31日まで

特定非営利活動法人新生児臨床研究ネットワーク

- 1 事業実施の方針  
新生児医療の学術研究活動の助成及び新生児医療に関する情報の発信
- 2 事業の実施に関する事項  
(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定期時	実施予定期場所	従事者の予定期人数	受益対象者の範囲及び予定期人数	支出見込み額(千円)
新生児医療に関する臨床研究に対する研究助成	新生児医療に関する臨床研究に研究を行う個人及び団体に対して研究費の助成を行う	通年	日本国内	2人	日本国内で従事する小児科医 2名程度	30万円
新生児医療に関する臨床研究の研究支援活動	事務サポート、アドバイス等を行う	通年	日本国内	2人	日本国内で従事する小児科医 100名程度	5万円
新生児医療に関する臨床研究結果の普及啓発	ホームページの作成とメンテナンス。講習会の企画実行。会議の企画実行	通年	日本国内	2人	不特定多数 不特定多数	10万円
日本未熟児新生児学会との連携	日本未熟児新生児学会との情報及び問題意識の共有化を通じて広く情報を発信	通年	日本国内	2人	不特定多数 不特定多数	5万円

## (2) その他の事業

事業名	事業内容	実施予定期時	実施予定期場所	従事者の予定期人数	支出見込み額(千円)
該当なし	該当なし				0円

## 25年度 活動予算書

法人成立の日から 26年 3月 31日まで

特定非営利活動法人 新生児臨床研究ネットワーク  
(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	620,000	620,000
2 受取寄附金		
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	0
3 受取助成金等		
受取補助金	0	0
4 事業収益		
事業収益	0	0
5 その他収益		
受取利息	0	0
経常収益計		620,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1)人件費		
給料手当	120,000	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	120,000	
(2)その他経費		
会議費	10,000	
旅費交通費	0	
施設等評価費用	0	
減価償却費	0	
印刷製本費	0	
研究助成費	300,000	
データベース運営費用	70,000	
その他経費計	380,000	
事業費計		500,000
2 管理費		
(1)人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2)その他経費		
消耗品費	20,000	
水道光熱費	0	
通信運搬費	30,000	
地代家賃	0	
旅費交通費	0	
減価償却費	0	
その他経費計	50,000	
管理費計		50,000
経常費用計		550,000
当期経常増減額		70,000
III 経常外収益		
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額	70,000	
法人税、住民税及び事業税	70,000	
設立時繰越正味財産額	0	
次期繰越正味財産額	0	

# 平成26年度事業計画書

26年4月1日から27年3月31日まで

特定非営利活動法人新生児臨床研究ネットワーク

## 1 事業実施の方針

新生児医療の臨床研究の教育指導、研究助成を行い、新生児医療の臨床研究にかかる情報の共有化、データベース化及びホームページ等を利用した開かれた情報提供を通じて小児科医療の向上に貢献する。

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定期時	実施予定期場所	従事者の予定期人数	受益対象者の範囲及び予定期人数	支出見込み額(千円)
新生児医療に関する臨床研究に対する研究助成	新生児医療に関して臨床研究を行う個人及び団体に対して研究費の助成を行う	通年	日本国内	2人	日本国内で従事する小児科医 4名	200万円
新生児医療に関する臨床研究の研究支援活動	事務サポート、アドバイス等を行う	通年	日本国内	2人	日本国内で従事する小児科医 100名程度	8万円
新生児医療に関する臨床研究結果の記録と保存	上記の助成活動の報告結果レポートを製本し、会員及び希望者に提供	7月	日本国内	2人	日本国内で従事する小児科医 200名程度	70万円
新生児医療に関する臨床研究結果の記録と保存	臨床研究結果をデータベースに記録保存し、広く開放して活用する	通年	日本国内	2人	不特定多数 不特定多数	130万円
新生児医療に関する臨床研究結果の普及啓発	ホームページの作成とメンテナンス。講習会の企画実行。会議の企画実行	通年	日本国内	2人	不特定多数 不特定多数	12万円

### (2) その他の事業

事業名	事業内容	実施予定期時	実施予定期場所	従事者の予定期人数	支出見込み額(千円)
該当なし	該当なし				0円

## 26年度 活動予算書

26年 4月 1日から 27年 3月 31日まで

特定非営利活動法人 新生児臨床研究ネットワーク  
(単位:円)

科 目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	4,700,000	4,700,000
2 受取寄附金		
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	0
3 受取助成金等		
受取補助金	0	0
4 事業収益		
事業収益	0	0
5 その他収益		
受取利息	0	0
経常収益計		4,700,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	480,000	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	480,000	
(2) その他経費		
会議費	50,000	
旅費交通費	0	
施設等評価費用	0	
減価償却費	0	
印刷製本費	400,000	
研究助成費	2,000,000	
データベース運営費用	1,200,000	
講習会費	70,000	
その他経費計	3,720,000	
事業費計		4,200,000
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
消耗品費	130,000	
水道光熱費	0	
通信運搬費	250,000	
地代家賃	0	
旅費交通費	50,000	
減価償却費	0	
その他経費計	430,000	
管理費計		430,000
経常費用計		4,630,000
当期経常増減額		70,000
III 経常外収益		
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		70,000
法人税、住民税及び事業税		70,000
前期繰越正味財産額		0
次期繰越正味財産額		0

# 役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿

特定非営利活動法人 新生児臨床研究ネットワーク

	役名	(フリガナ) 氏名	住所又は居所	報酬の有無	役職名等
1	理事	クスダ サトシ 楠田 聰	東京都台東区東上野 号	有・無	理事長
2	理事	ワシムラ マサヒロ 藤村 正哲	大阪府堺市南区	有・無	副理事長
3	理事	タケダ ヒロシ 多田 裕	東京都文京区西片	有・無	
4	理事	ナカムラ ハジメ 中村 駿	兵庫県神戸市東灘区田中町	有・無	
5	理事	仁志田 ヒロシ 仁志田 博司	神奈川県厚木市毛利台	有・無	
6	理事	トガリ ノウ 戸苅 創	愛知県名古屋市守山区中新	有・無	
7	理事	タムラ ハサノリ 田村 正徳	埼玉県川越市大字古谷上	有・無	
8	理事	イタバシ カズオ 板橋 家頭夫	埼玉県ふじみ野市大井	有・無	
9	監事	サカイ タケオ 堺 武男	宮城県仙台市青葉区上杉	有・無	
10	監事	ソナト マサヒサ 船戸 正久	大阪府箕面市小野原東	有・無	

26年 1月 17日

東京都知事殿

郵便番号 162-8666

## 特定非営利活動法人の所在地

東京都新宿区河田町 8-1

## 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人新生兒臨床研究・教育・普及

代表者氏名 楠田聰

電話番号 03-5269-7344

ファクシミリ番号 03-5269-7344

# 設立登記完了届出書

設立の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項の規定により、届け出ます。

備考 この届出書に以下の書類を添付して提出してください。

- (1) 登記事項証明書 1部  
(2) 登記事項証明書の写し 1部  
(3) 設立の時の財産目録 2部

## 設立当初の財産目録

平成25年12月16日現在

特定非営利活動法人 新生児臨床研究ネットワーク

(単位：円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金	0	0
手元現金	0	0
銀行普通預金	0	0
未収金	0	0
事業未収金	0	0
流 動 資 產 合 計		0
2 固定資産		
(1) 有形固定資産		
車両運搬具	0	0
什器備品	0	0
有形固定資産計	0	0
(2) 無形固定資産		
無形固定資産計	0	0
(3) 投資その他の資産		
敷金	0	0
投資その他の資産計	0	0
固 定 資 產 合 計		0
資 产 合 计		0
II 負債の部		
1 流動負債		
未払金	0	0
事務用品購入代	0	0
流 動 負 債 合 計	0	0
2 固定負債		
長期借入金	0	0
銀行借入金	0	0
固 定 負 債 合 計	0	0
負 債 合 計		0
正 味 財 産		0

上記は財産目録である。

特定非営利活動法人新生児臨床研究ネットワーク  
理 事 長 楠 田 聰